検討する事項及び報告事項一覧

1 改正後の個人情報保護法において個人情報保護法を施行するための条例(以下「施行条例」という。)で定める必要があるとされている事項について【必須事項】

(1)	開示請求等の手数料	(第89条第2項)
(2)	匿名加工情報手数料	(第119条第3、4項)

2 改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行 条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について【任意事項】

(1)	要配慮個人情報
(2)	利用目的等の公表
(3)	情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整
(4)	開示請求等の手続(決定期限)
(5)	開示請求等の手続(審査請求)
(6)	個人情報保護に係る審議会諮問事項

- 3 改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成 17年条例第2号)の改正について【任意事項】
- 4 その他個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項について

(1)	千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定	
(2)	現行条例上の目的外利用・提供に関する類型の整理	
(3)	死者に関する情報の開示請求取扱い基準	
(4)	簡易な手続による開示	
(5)	個人情報の取扱い	
(6)	出資等法人・指定管理者及び病院・診療所の扱い	